

住宅型有料老人ホーム等に
入所される方を対象とする
居宅介護等の支給決定基準変更のご案内

対象となる方

以下のすべてに該当する方

- ・住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（以下、住宅型有料老人ホーム等）に入所されている方
- ・令和5年4月以降に、居宅介護・重度訪問介護（以下、居宅介護等）の申請をされる方

※ただし、令和5年3月以前に有料老人ホーム等に入居する方として居宅介護等の申請を行い、支給決定を受けている方が、継続して支給決定を受ける場合は、変更の対象とはなりません。

変更の内容

変更前

「介護者の介護能力に相当困難を生じる場合に相当する方」として、支給時間数を決定します

変更後

「介護能力のある介護者がいる場合に相当する方」として、支給時間数を決定します

<お問い合わせ先>
各区役所福祉課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）
または 健康福祉局障害者支援課